4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所占用調整課に申し出ること。

5　問い合わせ先　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央２―18―１　国土交通省関東地方整備局　京浜河川事務所占用調整課　電話045―503―4015

訂　　正

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本航空乗員組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成25年11月15日以降、同組合の組合員が従事する日本航空株式会社の全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、東京都、新潟県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年 11 月 14 日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本航空株式会社から、日本航空乗員組合が賃金引上げ等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成25年11月15日以降、同組合の組合員が従事する全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、東京都、新潟県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年 11 月 14 日

厚生労働大臣　田村　憲久

最低賃金の改正決定に関する公示

宮城労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮城県自動車小売業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 14 日

宮城労働局長　井上　　真

第４号中「１時間754円」を「１時間763円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月15日から効力を生ずる。

千葉労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 14 日

千葉労働局長　山本　靖彦

第４号中「１時間836円」を「１時間846円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月25日から効力を生ずる。

愛知労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 14 日

愛知労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間874円」を「１時間885円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月16日から効力を生ずる。

愛知労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 14 日

愛知労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間849円」を「１時間858円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月16日から効力を生ずる。

愛知労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 14 日

愛知労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間804円」を「１時間813円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月16日から効力を生ずる。

愛知労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 14 日

愛知労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間815円」を「１時間823円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月16日から効力を生ずる。

愛知労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 14 日

愛知労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間854円」を「１時間863円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月16日から効力を生ずる。

愛知労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県各種商品小売業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 14 日

愛知労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間792円」を「１時間799円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月16日から効力を生ずる。

愛知労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第９号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 14 日

愛知労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間836円」を「１時間846円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月16日から効力を生ずる。

島根労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 14 日

島根労働局長　坪田　一雄

第４号中「１時間763円」を「１時間775円」に改める。